

鎌 総 第 3308 号

令和 2 年（2020 年） 2 月 25 日

鎌倉市議会議長

久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾

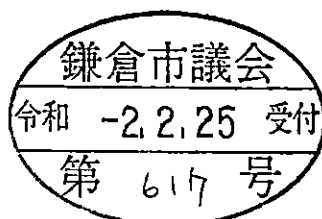


文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）



議会受付番号	文書質問第 17 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員課が議会棟使用時に後片付けをしない件について

2 質問の内容

別紙写真は令和 2 年 2 月 9 日（日）午後 7 時現在の状況である。使用したボードを片付けずに廊下に置きっぱなしの状態である。私の記憶が正しければ 7 日金曜日からそのままになっていると思われる。

過去職員課は、再三再四後片付けをしないで帰る状況があったので、その都度議会事務局を通じて注意してもらっているが、一向に是正されない。

職員を採用・教育する立場の職員課がきちんと出来ない事は、市役所の職員教育、マナー、コンプライアンスがきちんとできていないので不祥事が多発する鎌倉市役所の大元の要因をつくっていると考えます。

2 月 8 日は市民団体が全員協議会室を使用していたが特段問題は無かったし、他の部署ではこんなに頻繁に後片付けをしないで帰るような状況は発生していない。市民には各行政施設利用に当たっては、元の形に戻すようにうるさく言うのに、市役所しかも職員課ができていないのでは話にならない。

議会棟は本来議会が使用する為にあるはずである。しかし、最近は議員が使えない状況が非常に多い。また、廊下で携帯電話で大声で話すなど利用のマナーの悪い事があり、注意をもらっている。

我々無所属議員は他の議員と同居部屋なので、面談室又は委員会室で一般質問の聞き取りをするが、こうして占拠されると、ロビーでやることになる。今議会もそういった場面が多々あったが、委員会室を会議等仕事で使っているならかまわないが、こうして看板を出して占拠していて使っていない状況を放置する事で我々議員が使用できない事は問題である。

この事についてご説明を願いたい。

3 答弁

2月7日の第一委員会室の利用状況を確認したところ、以下の経過であることが判明いたしました。

まず、午前9時ごろに職員課が職員面談のために利用し10分程度で退室しました。続いて、無所属議員の一般質問の聞き取りを行う場所として教育委員会が利用していますが、この時点で看板を掲出したものです。

教育委員会がこの看板を掲出した目的は、職員課が再度利用することがあれば退室する意思があることを知らせるためでした。

教育委員会の入室以降は一貫して一般質問の聞き取りが行われ、その間に職員課が再度利用することはありませんでした。

よって、教育委員会が一般質問の聞き取りを終えて退室する際に、目的を失った看板を片付けなければならなかったところ、これを失念したものです。

本件については既に教育委員会内で問題点を認識しており、改めて議会が管理する委員会室及び備品等の適正な利用に努めてまいると承知しています。

また、市長部局としても引き続き施設等の適正な利用に努めてまいります。